

別紙2 変更届の提出について

在宅利用者に対し、在宅で就労移行支援又は就労継続支援を提供する場合は、運営規程において、在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記しておくとともに、在宅で実施した訓練内容及び支援内容並びに訓練状況及び支援状況についての報告を指定権者から求められた場合には、提出できるようにしておかなければなりません。

つきましては、新たに在宅で実施する訓練内容及び支援内容を運営規程に明記する事業所は、下記のとおり変更届を提出してください（※既に明記している場合は、変更届を提出する必要はありません。）。

記

1 提出書類

- ・変更届出書（様式第2号（第3条関係））
- ・運営規程（所要の改訂等を反映したものと改定前の両方）

※各様式については、岩手県ホームページからダウンロードしてください。

※掲載場所（令和4年2月時点）は、次のとおりです。

トップページ > くらし・環境 > 福祉 > 障がい福祉 > 事業者情報 > 5 サービス事業者等指定基準／指定申請等・介護給付費届出様式 > 指定障害福祉サービス事業所の指定申請等・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出等に係る様式等（030326）（030406 改正） > 指定申請関係書類

2 変更届の提出先及び提出に関する問合せ先

◆県南広域振興局 保健福祉環境部 指導監査課

〒023-0053 岩手県奥州市水沢大手町5-5

電話番号：0197-48-2424（内線番号：527） ファクス番号：0197-48-2428

3 提出方法

詳細は上記問い合わせ先にてご確認願います。

4 記載例（※あくまで一例であり、適宜事業所の実態に合わせて変更してください。）

（指定就労継続支援B型の内容）

第8条 事業所で行う指定就労継続支援B型の内容は、次のとおりとする。

(1)就労継続支援B型計画の作成

(2)食事の提供

・・・・・・・・（中略）・・・・・・・・

(14)施設外就労

(15)在宅利用者に対する支援（〇〇部品の組み立て作業に係る訓練の提供及び助言）

(16)前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2)から(15)までに附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言